

山形県流域下水道条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）の規定に基づく流域下水道（法第2条第4号に規定する流域下水道をいう。以下同じ。）の設置に関し必要な事項を定めるとともに、<u>法第25条の18第1項</u>において準用する法第7条第2項及び第21条第2項の規定に基づき、流域下水道の構造に係る技術上の基準及び終末処理場（法第2条第6号に規定する終末処理場をいう。以下同じ。）の維持管理の方法を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）の規定に基づく流域下水道（法第2条第4号に規定する流域下水道をいう。以下同じ。）の設置に関し必要な事項を定めるとともに、<u>法第25条の30第1項</u>において準用する法第7条第2項及び第21条第2項の規定に基づき、流域下水道の構造に係る技術上の基準及び終末処理場（法第2条第6号に規定する終末処理場をいう。以下同じ。）の維持管理の方法を定めるものとする。</p>
<p>(設置)</p> <p>第1条の2 <u>法第25条の10第1項</u>の規定により、流域下水道を設置する。</p> <p>(流域下水道の構造に係る技術上の基準)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条の2 <u>法第25条の22第1項</u>の規定により、流域下水道を設置する。</p> <p>(流域下水道の構造に係る技術上の基準)</p>
<p>第3条 <u>法第25条の18第1項</u>において準用する法第7条第2項の条例で定める技術上の基準は、次条から第7条までに定めるところによる。</p> <p>(終末処理場の維持管理)</p>	<p>第3条 <u>法第25条の30第1項</u>において準用する法第7条第2項の条例で定める技術上の基準は、次条から第7条までに定めるところによる。</p> <p>(終末処理場の維持管理)</p>
<p>第8条 <u>法第25条の18第1項</u>において準用する法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1)～(5) ー略ー</p>	<p>第8条 <u>法第25条の30第1項</u>において準用する法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1)～(5) ー略ー</p>

山形県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第47条 高齢者移動等円滑化法第10条第1項の条例で定める基準は、次に掲げるものについて規則で定める。この場合において、当該基準は、高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性が向上するように定めるものとする。</p> <p>(1) 歩道及び<u>自転車歩行者道</u></p> <p>(2)～(4) ー略ー</p> <p>(5) ー略ー</p>	<p>第47条 高齢者移動等円滑化法第10条第1項の条例で定める基準は、次に掲げるものについて規則で定める。この場合において、当該基準は、高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性が向上するように定めるものとする。</p> <p>(1) 歩道及び<u>自転車歩行者道並びに自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路</u></p> <p>(2)～(4) ー略ー</p> <p>(5) <u>旅客特定車両停留施設</u></p> <p>(6) ー略ー</p>